

生駒市水道事業管理規程第4号

生駒市企業職員就業規程等の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和5年3月30日

生駒市水道事業管理者職務代理者

生駒市上下水道部長 岸田 靖司

生駒市企業職員就業規程等の一部を改正する規程

(生駒市企業職員就業規程の一部改正)

第1条 生駒市企業職員就業規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項及び第9条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項及び第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職

員」に改める。

第14条第6項中「及び再任用短時間勤務職員等」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第15条の2第1項中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第23条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2の18の項中「生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）」を「生駒市職員表彰規則（平成26年12月生駒市規則第33号）第4条第2項」に改め、同表備考を削る。

（生駒市企業職員被服貸与規程の一部改正）

第2条 生駒市企業職員被服貸与規程（平成元年4月生駒市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（生駒市企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第3条 生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に支払われる給料の月額、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）附則第24項、第25項及び第27項から第30項までの規定の例により算出した額とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年4月生駒市条例第5号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

別表第1再任用職員以外の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第1備考を削る。

（生駒市水道事業会計規程の一部改正）

第4条 生駒市水道事業会計規程（平成27年4月生駒市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(生駒市企業職員就業規程の一部改正に伴う経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員をいう。以下同じ。）とみなして、第1条の規定による改正後の生駒市企業職員就業規程（以下「改正後の就業規程」という。）第3条第3項、第4条第2項、第9条第1項、第12条第1項、第2項及び第5項、第13条第3項、第14条第6項、第15条の2第1項並びに第23条第2項の規定を適用する。

(生駒市企業職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

- 3 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の生駒市企業職員の給与に関する規程別表の規定を適用する。

(生駒市水道事業会計規程の一部改正に伴う経過措置)

- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の生駒市水道事業会計規程第4条第2項の規定を適用する。